



平成 29 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社マルゼン
代表者名 代表取締役社長 渡邊 恵一
(コード番号 5982 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 萬實 房男
(TEL 03-5603-7755)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 1 日付で、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 370 条及び当社定款に基づく取締役会の決議に替わる書面決議によって、同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主への利益還元をもっとも重要な課題の一つと考え、配当を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。また、内部留保につきましては、将来の安定拡大に向けた研究開発や設備投資、マーケットシェア拡大のための投資等、企業価値向上のための投資に優先的に活用してまいりますが、将来における経済情勢の変化に応じ、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、当社定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。

かかる状況の下、平成 29 年 3 月上旬、当社の主要株主である筆頭株主であり、その他の関係会社である株式会社マサトヨ（以下「マサトヨ」といいます。本日現在の保有株式数は 6,238,000 株（保有割合（注）：31.54%）より、その保有する当社普通株式の一部である 2,500,000 株（保有割合：12.64%、以下「売却意向株式」といいます。）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、マサトヨは、当社代表取締役社長である渡邊恵一及び同氏の配偶者並びに同氏の長男であり当社の取締役である渡邊雄大がマサトヨの議決権の 100%を保有する有価証券の保有並びに運用を主要な事業とする資産管理会社です。また、渡邊恵一の配偶者がマサトヨの代表取締役を、同氏がマサトヨの取締役を、渡邊雄大がマサトヨの監査役をそれぞれ務めております。

（注）「保有割合」とは、本日現在の当社の発行済株式総数 19,780,000 株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下「保有割合」の計算において同じとします。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成 29 年 3 月中旬、売

却意向株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が売却意向株式を自己株式として取得することは、①当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)などの資本効率の向上に寄与すること、また、②本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、かかる自己株式の取得を行った場合においても、平成29年2月末現在における連結ベースでの手元流動性(現金及び預金)は約178億円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持でき、上記配当方針にも大きな影響を与えない見込みであることから、かかる自己株式の取得が株主の皆様に対する利益配分に繋がるものと判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率については、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場株価に対するディスカウント率等を参考にすることといたしました。

当社は、上記の検討内容を踏まえ、平成29年3月中旬に、マサトヨに対して、一定期間の株価変動を考慮し、直近業績等が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、過去1ヶ月間相当の期間の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値から一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成29年3月下旬、マサトヨより、売却意向株式2,500,000株(保有割合:12.64%)の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、平成29年4月下旬、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成29年5月31日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%から20%程度のディスカウント率を適用した価格を本公開買付け価格とすることをマサトヨに打診し、その結果、平成29年4月下旬、マサトヨより、上記条件にて売却意向株式2,500,000株(保有割合:12.64%)を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式3,738,000株(保有割合:18.90%)については本公開買付け後も継続して保有する旨の回答を得られました。

その上で、具体的な条件として、平成29年5月31日に、当社は、同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値1,276円(円未満四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。)から14.97%のディスカウント率を適用した1,085円(円未満四捨五入)を本公開買付け価格とする旨をマサトヨに提示し、同日、マサトヨより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である2,500,000株(保有割合:12.64%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

当社は、以上を踏まえ、平成29年6月1日付で、会社法第370条及び当社定款に基づく取締役会の決議に替わる書面決議によって、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。なお、当社代表取締役社長である渡邊恵一がマサトヨの取締役を、当社取締役である渡邊雄大がマサトヨの監査役を兼務していることから、渡邊恵一及び渡邊雄大は、本公開買付けに関して特別な利害関係を有するため、当社とマサトヨとの事前の協議にはマサトヨの立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する上記書面決議には参加しておりません。また、当社取締役副社長である石川牧夫は、渡邊恵一の義弟であることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有するため、渡邊恵一及び渡邊雄大とともに本公開買付けに関する上記書面決議には参加しておりません。

また、本公開買付けにおいて、応募株券等の数の合計が買付予定数を超える場合は、あん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うこととなり、売却意向株式のうちの一部を

取得することとなりますが、当社は、平成 29 年 4 月下旬、マサトヨより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった株式についても、マサトヨが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	2,501,000 株 (上限)	2,713,585,000 円 (上限)

(注 1) 発行済株式総数 19,780,000 株

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 12.64% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注 3) 取得する期間 平成 29 年 6 月 2 日 (金曜日) から平成 29 年 7 月 31 日 (月曜日) まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成 29 年 6 月 1 日 (木曜日)
② 公開買付開始公告日	平成 29 年 6 月 2 日 (金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成 29 年 6 月 2 日 (金曜日)
④ 買付け等の期間	平成 29 年 6 月 2 日 (金曜日) から 平成 29 年 6 月 29 日 (木曜日) まで (20 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,085 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により変動しうるものことから、一定期間の株価変動を考慮するとともに、当社が本公開買付けの取締役会決議日である

平成 29 年 6 月 1 日の前営業日（同年 5 月 31 日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値 1,283 円、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,276 円、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,235 円、及び同日までの過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,212 円を参考にいたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率については、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を参考にすることといたしました。

当社は、平成 29 年 4 月下旬、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 29 年 5 月 31 日）までの一定期間の株価変動を考慮し、直近業績等が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10%から 20%程度のディスカウント率を適用した価格を本公開買付価格とすることをマサトヨに打診し、その結果、平成 29 年 4 月下旬、マサトヨより上記条件にて本株式分割により増加する当社普通株式を含めた売却意向株式 2,500,000 株（保有割合：12.64%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。その上で、具体的な条件として、平成 29 年 5 月 31 日に、当社は、同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,276 円から 14.97%のディスカウント率を適用した 1,085 円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とする旨をマサトヨに提示し、同日、マサトヨより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である 2,500,000 株（保有割合：12.64%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。以上を踏まえ、当社は、平成 29 年 6 月 1 日付で、会社法第 370 条及び当社定款に基づく取締役会の決議に替わる書面決議によって、本公開買付価格を 1,085 円に決定いたしました。

本公開買付価格である 1,085 円は、本公開買付けの上記書面決議日である平成 29 年 6 月 1 日の前営業日（平成 29 年 5 月 31 日）の当社普通株式の終値 1,283 円から 15.43%（小数点以下第三位を四捨五入、以下ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,276 円から 14.97%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,235 円から 12.15%をそれぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

本公開買付価格の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格に対して一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率については、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を参考にすることといたしました。

当社は、平成 29 年 4 月下旬、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 29 年 5 月 31 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値から 10%から 20%程度のディスカウント率を適用した価格を本公開買付価格とすることをマサトヨに打診し、その結果、平成 29 年 4 月下旬、マサトヨより、売却意向株式 2,500,000 株（保有割合：12.64%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。その上で、具体的な条件として、平成 29 年 5 月 31 日に、当社は、同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,276 円から 14.97%のディスカウント率を適用した 1,085 円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とする旨をマサトヨに提示し、同日、マサトヨより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式の一部である 2,500,000 株（保有割合：12.64%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 29 年 6 月 1 日付で、会社法第 370 条及び当社定款に基づく取締役

会の決議に替わる書面決議日の前営業日（平成 29 年 5 月 31 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,276 円に対して 14.97%のディスカウント率を適用した 1,085 円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,500,000 株	一株	2,500,000 株

(注 1) 応募株券等（本公開買付けに応募された株券等をいいます。以下同じとします。）の数の合計が買付予定数（2,500,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（2,500,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（1,000 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

(注 2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 発行済株式総数に対する割合 12.64%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金

2,740,900,000 円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金（2,712,500,000 円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日
平成 29 年 7 月 25 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応

募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、平成 29 年 4 月下旬、マサトヨより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、売却意向株式 2,500,000 株（保有割合：12.64%）を本公開買付けに対して応募する旨、また、平成 29 年 4 月下旬、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式 3,738,000 株（保有割合：18.90%）及び本公開買付けに応募したものの買付けられなかった当社普通株式については本公開買付け後も継続して保有する旨の回答を得ております。

（ご参考）平成 29 年 6 月 1 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	19,780,000 株
自己株式数	1,109,270 株

以 上